

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市中小企業人材力向上支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	中小企業者が優秀な人材の育成及び確保を推進するために、資質又は技術の向上を図るため資格取得に社員等を受講又は受験させるために要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	中小企業者
補助対象経費	旅費、需用費、役務費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	10万円上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由 経路によっては少額となる場合がある。
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	資格取得事業数80社
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 島内では技術の取得機会に限られるため、積極的に島内外において技術獲得のために必要な経費を補助するものであり優秀な人材の育成確保を推進するものであり費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ、募集要項
事業担当	（担当部署） 産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259-67-7863（直通）